

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警視庁総務部長  
各道府県警察の長 殿  
(参考送付)  
各管区警察局総務監察(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁教厚発第565号  
令和4年6月9日  
警察庁長官官房教養厚生課長

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の更なる充実について(通達)  
警察庁においては、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」  
が取りまとめた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」(平成  
27年4月2日)を踏まえ、平成28年度以降、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認  
心理師、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要  
する経費について都道府県警察費補助金を措置し、平成30年7月までに、同制度が全国  
で整備されたところである。

同制度については、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月閣議決定)において、  
できる限り全国的に同水準で運用されることが求められているところであるが、各都道  
府県警察における運用状況を見ると、全国的に同水準で行われているとは言い難く、制  
度の趣旨を十分に踏まえたものとなっていないものが見受けられるところである。

各都道府県警察においては、犯罪被害者等のニーズに応えるべく、別添の「犯罪被害  
者等のカウンセリング費用の公費負担制度の実施要領(案)」を参考として、自県の制  
度が、犯罪被害者等の負担軽減に十分なものとなっているのか再度確認の上、必要に応  
じて、可能な限り速やかに制度の見直しを行い、より充実した公費負担制度の運用に努  
められたい。

## 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の実施要領（案）

### 1 趣旨

犯罪被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害のみならず、その後も精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の遺族や性犯罪等の事件の犯罪被害者については、非常に深刻な精神的被害を被ることが多いとされている。

そこで、警察では、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資するため、犯罪被害者等が利用しやすい制度として、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師、臨床心理士等（警察による部外カウンセリング委嘱を受けている者か否かを問わない。）を受診した際に要した診療料、カウンセリング料等について、公費負担を行う措置（以下「公費負担制度」という。）を講ずるものである。

### 2 公費負担制度の対象者

犯罪被害者等（自らが被害に遭ったこと又は家族が犯罪被害により死亡したことを都道府県警察に対して申告した者）を公費負担制度の対象者とするが、必要に応じて、犯罪被害者の家族その他の関係者についても公費負担制度の対象者としても差し支えない。ただし、それらの者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していることその他の事情から判断して、公費負担制度の対象とすることが社会通念上適切でないとする場合は、この限りでない。

また、公費負担制度の対象となる犯罪被害の範囲については、性犯罪、殺人、傷害致死、交通死亡事故その他必要と認められる事件による被害とする。

### 3 公費負担制度の対象となるカウンセリング

精神科医等の医師、公認心理師、臨床心理士等（犯罪被害者支援・治療に関する研修を受けるなど、十分な知識を有する者が望ましい。以下「医師等」という。）が公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた、診察、カウンセリングに要した費用（初診料、再診料、精神科専門療法料、カウンセリング料、処方箋料、投薬料、検査料、入院費用等とし、保険診療、保険診療外は問わない。）とする。

ただし、医師が保険診療として実施する診察の診療料等については、犯罪被害給付制度における重傷病給付金として支給対象となり得る場合があるので、注意すること。

### 4 公費負担制度の対象期間等

公費負担制度の対象期間等は、初診日より原則として上限3年間とし、受診等の回数に関する上限は特に設けないことをおおむねの考え方とするが、制度趣旨等を勘案の上、必要に応じて3年間を超える期間を対象期間としても差し支えない。

## 5 留意事項

- (1) 診療料、カウンセリング料等の支払に当たっては、医療機関等から警察へ直接請求する方法や、犯罪被害者等が既に自己負担で支出している診療料等について犯罪被害者等から警察へ請求する方法をとることにより、犯罪被害者等にとってできる限り負担が少なくなるよう努めること。
- (2) 通院に係る交通費等、犯罪被害者等の要望が強い事項に係る支援方策についても、各都道府県警察の実情に応じた検討を進めること。
- (3) 部内職員に対して本施策の周知徹底に努めるほか、「被害者の手引」に本施策の内容を記載するなどして、犯罪被害者等に対して適切に本施策に係る情報提供や助言ができるよう配慮すること。
- (4) 都道府県知事部局の医療担当課及び犯罪被害者等施策主管課、医師会、公認心理師会及び臨床心理士会等の協力を受け、犯罪被害者等に対する心理療法等に精通した医師等の情報収集に努め、犯罪被害者等のカウンセリングを実施している医師等の情報を必要に応じて適切に犯罪被害者等に紹介できるよう配慮すること。
- (5) 予算措置が必要なものは、来年度予算への反映を目指すこと。